

# 目 次

第1章 計画策定にあたって	
1 策定の背景	2
2 地域福祉活動計画と地域福祉計画の関連性	2
3 地域福祉活動計画策定の経過	4
4 計画の期間	5
5 計画の構成	5
第2章 地域福祉における現状と課題	7
第3章 基本体系	10
第4章 実施計画	
基本目標1	11
基本目標2	16
基本目標3	21
関係資料	25
第4次沼田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	
第4次沼田市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 策定の背景

少子・高齢化がすすむ現代において、全国では65歳以上の人口の占める割合が27.7%（2017年10月1日現在）となっています。今後も高齢化率は上昇傾向をたどるとされる中、核家族化や近隣住民とのつながりの希薄化、さらに、生活困窮、虐待、孤独死や引きこもりの社会的問題など、地域における解決困難な生活課題も深刻化しています。

こうした時代背景の変貌とともに、かつての生活困窮者、高齢者、障がいのある方など限られた方だけでなく、子どもから大人まで、地域で暮らす住民誰もが幸せな生活を送ることができるよう、地域住民が主体的に参画し、地域の福祉力を高めていくことが求められています。

## 2 地域福祉活動計画と地域福祉計画との関連性

### 地域福祉活動計画とは

社会福祉協議会が中心となって、地域社会において多様化する福祉ニーズを掘り起こし、地域住民や地域福祉活動を展開する各種団体、関係機関と協働し、福祉課題の解決に向けての活動と必要な資源の開発や財源の確保などを組織的に行うことを目的として、体系的かつ計画的にまとめたものです。

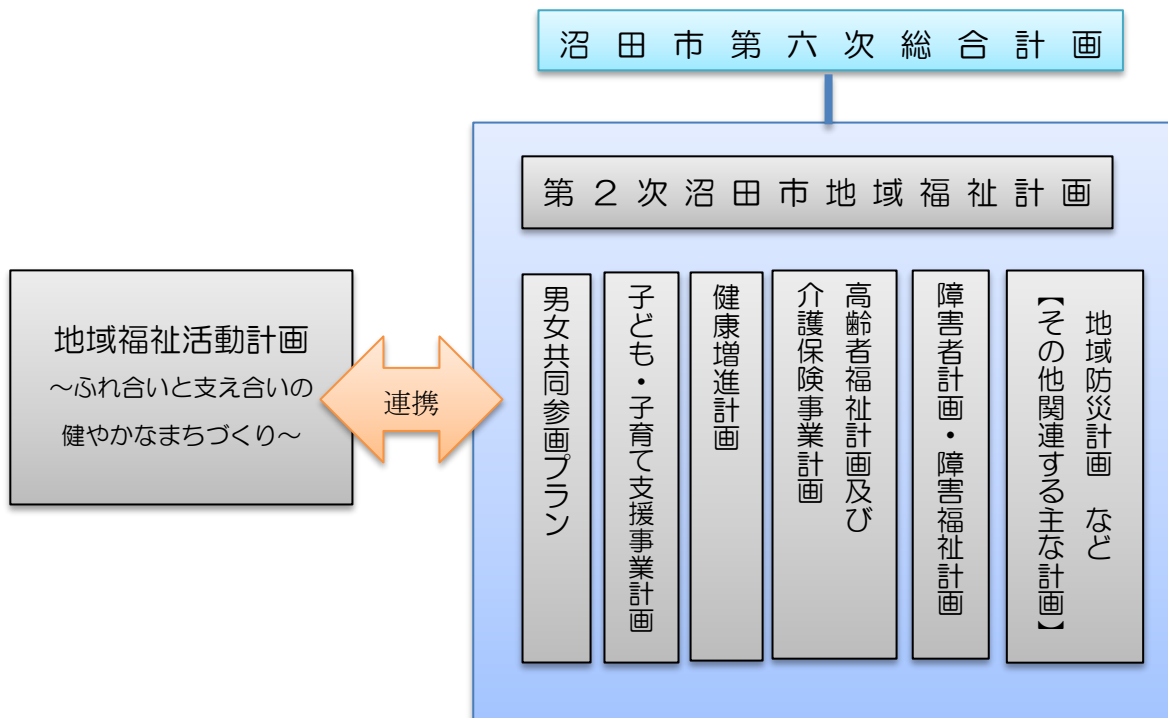
#### 社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

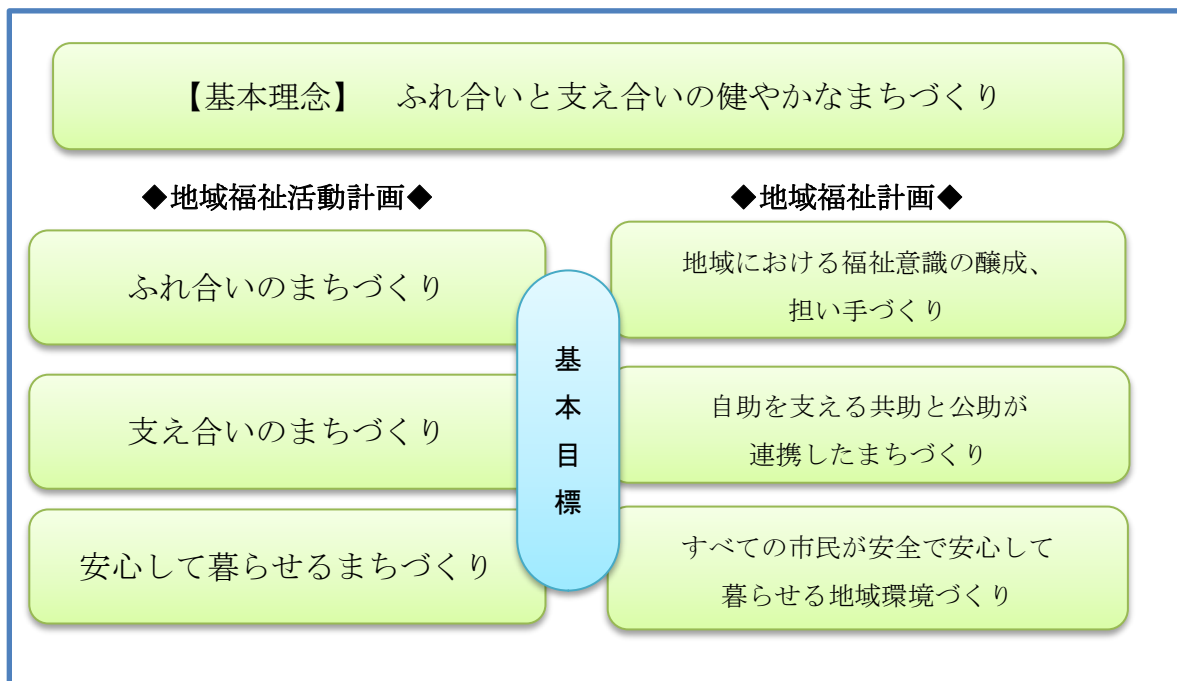
地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## 地域福祉計画とは

社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）の規定に基づき、総合計画の基本構想に即し、市民と多くの関係機関との協働により、関連する各種計画との整合性をもちながら、地域福祉の推進に関する事項を定めた計画です。

沼田市が策定する地域福祉計画は、沼田市第六次総合計画の施策のひとつとして『ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり（保健・医療・福祉）』を推進していくことを基本理念に位置づけています。地域福祉活動計画は、沼田市が策定する地域福祉計画と連携し、本市の地域福祉についての展望や将来像を描きながら、地域住民をはじめ、多くの人の参加協力のもと、住み慣れたまちで安心して生活することのできる地域社会の実現を目指します。



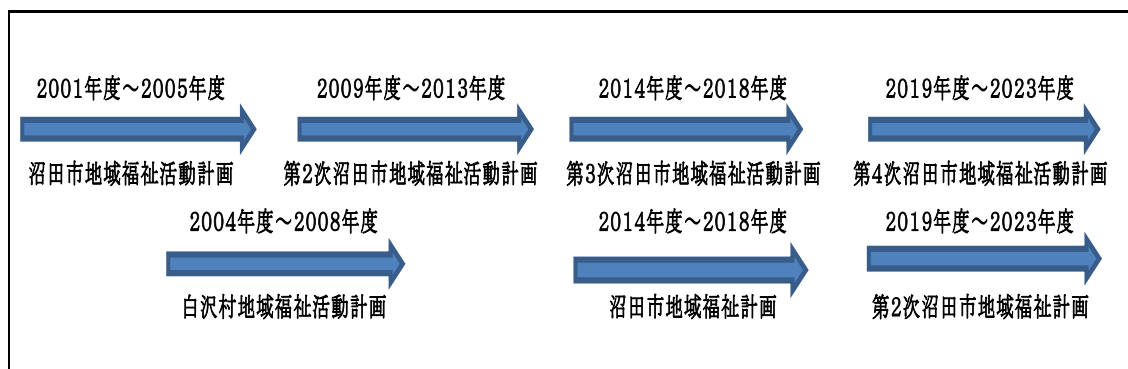


### 3 地域福祉活動計画策定の経過

沼田市社会福祉協議会では、2001年度に第1次沼田市地域福祉活動計画を策定し、計画期間中の2005年2月13日に旧白沢村、旧利根村と合併、旧白沢村において策定された地域福祉活動計画（計画期間 2004年度～2008年度）を継承し、計画期間終了とともに2009年度～2013年度の5か年計画で【安心して住み続けられるまちづくり】を基本目標に第2次沼田市地域福祉活動計画を策定、2014年度～2018年度の5か年計画で【わたしたちができることたすけあいのまちづくり】を策定し、住民ニーズにあった各種の地域福祉事業を展開しました。

その間、行政においても沼田市地域福祉計画の策定が進められ、市民を対象とした市民意識調査（2018年10月実施）が実施され、それらの結果を分析し、第4次沼田市地域福祉活動計画に反映いたします。

#### 【地域福祉活動計画と地域福祉計画】



## 4 計画の期間

### (1) 期間

第2次沼田市地域福祉計画(計画期間 2019年度から2023年度)との整合性を保ち、相互に補完し合い、協力しながら一体的に推進していくため、計画期間は、2019年度から2023年度までの5か年計画とします。

### (2) 評価・見直し

この計画は、地域福祉を進める上で、社会情勢や環境の変化、計画の進捗状況に合わせて柔軟に対応するため、必要に応じて評価、見直しを行います。

#### ◆沼田市地域福祉活動計画◆

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
第4次計画期間(5か年)				
				
●事業評価	●事業評価	●事業評価	●事業評価・見直し	●次期計画の準備

### (3) 計画の継続性

この計画をもとに、2023年度以降においても沼田市地域福祉計画や各種計画との整合性を保ち連携しながら、計画を継続します。

## 5 計画の構成

この計画は、基本理念・基本目標・実施計画で構成します。

### (1) 基本理念

この計画が何を指すのかを明示したもので、計画の柱となります。基本的には、第3次沼田市地域福祉活動計画を踏襲し、住民が主体となり、お互いが助け合い、励まし合い、思いやりとやさしさのある福祉のまちづくりを目指します。

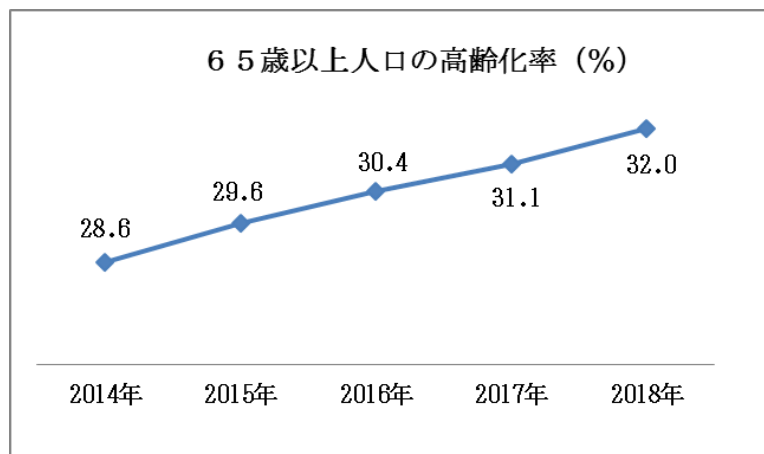
## (2) 基本目標

地域福祉活動の現状と課題分析を踏まえ、住民参加の福祉活動を推進するために、基本理念を具体化していくための目標です。

## (3) 実施計画

実施計画は、基本理念、基本目標に基づく具体的事業で、推進方法、実施時期、内容等を明示しています。

## 第2章 地域福祉における現状と課題



(第2次沼田市地域福祉計画より：各年4月1日現在)

高齢化率は2014年 28.6%が2018年 32.0%と3.4%増加しています。高齢者を支える若い世代の人口は減少傾向にあり、相反して、今後も高齢者、障がいのある方をはじめ、支援を必要とする要援護者の方も年々増加していくと考えられます。

安心して暮らせる地域社会を目指して、今ある地域福祉の課題を整理し、将来へ向けて問題解決の方法を探っていくことが引き続き必要です。

### 1 地域福祉活動の担い手の確保

地域福祉活動を推進していく上で、地域住民やボランティアの協力は必要不可欠です。

地域の福祉力を高め、活性化していくために、住民が無理なく参加でき、広範囲の年齢層の人材を確保し、継続的に活動できるよう支援をしていくことが必要です。

### 2 社会福祉協議会の機能強化

「社会福祉協議会の名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が62.0%、「名前も活動内容も知らない」という回答は16.8%で、社会福祉協議会の名前の認知はあるが、活動内容については浸透していない結果となりました。今後充実してほしい活動について、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実(51.8%)」、「在宅福祉サービスの充実(35.2%)」、「住民による見守りや支え合い活動への支援(32.4%)」、「福祉に関する理解と普及啓発(20.8%)」、「学校における福祉体験学習の推進

(18.5%)」など、地域で安心して暮らしていくための支援や福祉教育があげられ、地域福祉活動の中核として位置づけていくために社会福祉協議会の機能を強化していくことが必要です。

### 3 地域とのつながりの希薄化

無縁社会、社会的孤立などが現代社会の大きな問題となっています。隣近所や地域との関わりについて、「自分のことは自分です(11.5%)」、「隣近所や地域の人との関わりを持ちたくない(2.1%)」、「関わりについて興味がない(5.7%)」という回答が19.3%ありました。地域との関わりが薄れていく中で、深刻な課題が埋もれてしまうことも考えられます。地域にある課題を住民自らが発見し、その問題解決に向けて、住民同士が支え合い、助け合い、連帯していくことにより、地域の絆が深まり、地域福祉の向上につながります。

### 4 福祉ニーズの多様化・複雑化

福祉の対象は、高齢者や障がいのある方、子どもといった特定の人でなく、地域に暮らす住民すべてが対象となります。それぞれが抱える問題は多岐にわたり、地域における生活課題は深刻化し、広がっています。これらの福祉ニーズを把握し、地域福祉の課題を受け止め、問題解決に向けて取り組んでいくための組織力を高めていくことが必要です。

また、要援護者を取り巻く人や機関との緊密なネットワークにより、多様化・複雑化する課題を整理し、情報を共有化していくことが重要です。

### 5 相談支援体制の一元化

多様化する課題に対して、まずどこに相談に行ったらよいのかわからないというのが現状です。地域における困りごと、生活課題を早期に発見し、対応していくための総合的な相談支援体制を整備していくことが重要です。



## 6 防災に対する意識

東日本大震災を契機に、防災に対する意識が変化し、「高齢者や障がいのある方、子どもなどの要支援者への避難援助ができる」という回答は 74.4%で、自分の地区の避難所については 73.0%の方が「知っている」と回答しています。しかし、一方で防災訓練への参加率は低く、個人としての防災意識は高まってきているものの、地域全体としての取り組みの必要性が浸透していないのが現状です。

## 7 自立した生活への地域づくり

認知症高齢者や障害のある方、生活困窮者等が地域で安心して暮らしていけるさまざまな福祉サービスがあります。対象者が適切なサービスを利用できるよう情報提供や課題解決につなぐ支援体制を整備することが重要です。対象者だけでなく、地域住民に対し、福祉サービスの普及・啓発し地域全体で支え早期発見・早期対応を目指します。

---

\*本章における調査回答は、沼田市地域福祉に関する市民意識調査の結果によるものです。

## 第3章 基本体系

【基本理念】 ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり

基本目標	実施計画
<b>■ふれ合いのまちづくり</b> 1 ボランティア活動の推進	(1) ボランティアセンターの機能強化 (2) ボランティア活動保険の加入促進
2 福祉教育・福祉体験学習の推進	(1) 福祉体験学習の実施 (2) 福祉教育サポーター養成講習会の開催 (3) 福祉教育連絡会議の開催
3 地域福祉推進のための広報・啓発活動	(1) 社会福祉協議会の理解促進
<b>■支え合いのまちづくり</b> 1 地域のつながり・支え合いの構築	(1) ふれあい・いきいきサロン活動推進 (2) 生活支援体制整備事業との連携
2 地域における見守り支援	(1) 見守り協力員の推進 (2) 福祉ニーズの把握
3 相談機能の充実の強化	(1) 各種相談に応じた相談窓口の設置 (2) なんでも福祉相談員の設置体制整備
<b>■安心して暮らせるまちづくり</b> 1 災害時・緊急時の支援体制づくり	(1) 要援護者を見守るネットワークの確立 (2) 災害ボランティアセンター設置運営訓練 (3) 災害ボランティア養成講習会の開催 (4) 災害ボランティアバスの運行に向けた体制整備
2 自立した生活への地域づくり	(1) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の利用促進 (2) 成年後見制度の普及 (3) 生活困窮者に対する支援 (4) フードバンクぬまたへの協力

## 第4章 実施計画

### 基本目標1 ふれ合いのあるまちづくり

#### 1 ボランティア活動の推進

ボランティア活動、市民活動への参加については、今回、沼田市が実施した沼田市地域福祉に関する市民意識調査（以下「市民アンケート調査」という。）では「参加している」が53.3%に対し、「参加した経験がない」という回答が44.4%となり、その理由として仕事や子育て・介護等による時間的な問題が主な要因でした。

また、ボランティア活動への参加意向については、地域の行事（29.4%）や環境美化（24.5%）に関するボランティア活動、高齢者（8.7%）、障がいのある方（5.6%）、子ども（5.6%）に関わる活動などが高く、気軽に参加できる活動や今までの経験を活かした活動などが参加しやすいという結果になりました。

地域福祉活動を推進していく上で、ボランティアの存在は必要不可欠といえます。市民のボランティアに対する意識を高め、理解と協力を得ながら、ボランティア活動の普及と人材の育成をすすめていくことが必要です。

##### （1）ボランティアセンターの機能強化

今回の市民アンケート調査でボランティア活動への参加経験について「参加した経験がない（44.4%）」という回答が多く、ボランティア活動に関する情報の不足とコーディネート機能の強化が課題となっています。

ボランティアセンターは、ボランティア活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介など、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアをしてほしい人をつなぐ役割を担っています。社会福祉協議会の活動内容について、ボランティア活動を推進する団体としての位置づけが比較的高く認知されていました。地域福祉活動の中心的な担い手となるボランティアの活動を支援し、活動の活性化につなげていけるよう、センター機能の強化と充実を図ります。

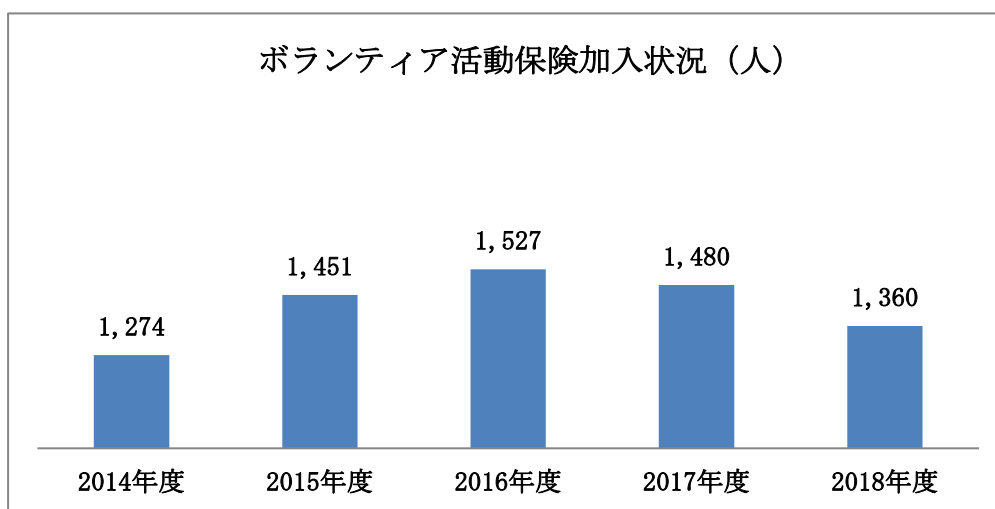
ボランティア活動の情報発信	ボランティア活動をはじめるときに、ボランティアに関する情報提供と参加を呼びかけます。
ニーズの需給調整	ボランティア活動の幅を広げていくために、ボランティア活動をしたい人と、してほしい人をつなげるためのコーディネート機能を強化します。
ボランティアの発掘	草の根的な地域の中でボランティア活動をしている人、ボランティア活動をはじめたい人を発掘していくとともに、活動場所の開拓を積極的に進めます。
ボランティアに関する相談支援	ボランティア活動全般に関する総合的な相談支援をします。

## (2) ボランティア活動保険の加入促進

ボランティア活動への関心を高めていくため、ボランティアに関する各種講座や研修会、交流会を開催し、広く地域住民の方に参加を呼びかけ、ボランティアの人材育成と確保に努めるとともに、その後のボランティア活動へとつなぐ支援をします。

また、安心してボランティア活動が行えるよう、地域で行うボランティア活動や被災地での災害救援ボランティアに対応するボランティア活動保険の加入促進に努めます。

今後のボランティア活動保険加入目標数値として、沼田市の人口の3.0%とし、他市においても人口の2.0%～2.5%であるため、人口の3.0%を維持していきます。



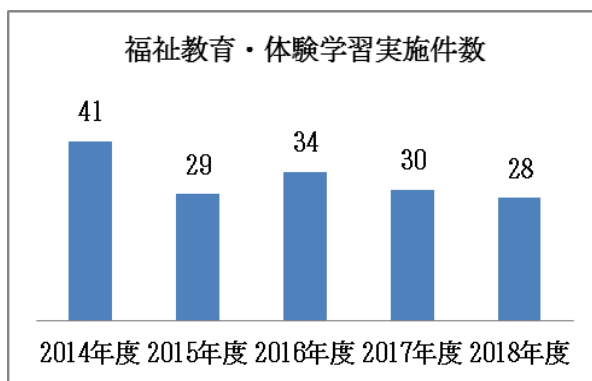
## 2 福祉教育・福祉体験学習の推進

今回の市民アンケート調査では、子どもに対する福祉教育について、「学校」「家庭」「地域」の中で学ぶという回答をあわせると約 80%を占め、学校、家庭、地域がそれぞれの役割をもって、次世代を担う子どもたちの健やかな成長と発達を見守り、相互に連携を図っていくことが必要です。子どもたちが社会構成員の一員としての自覚と意識を持って、福祉への理解を深め、思いやりとやさしさの心を育ていけるよう、福祉教育、福祉体験学習を推進します。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
福祉体験学習の推進	→				
福祉用具の貸出と整備	→				
福祉体験学習プログラムの研究	→				
福祉教育サポーター養成講習会	→				
福祉教育サポーターフォローアップ研修		○		○	
福祉教育連絡会議の開催		○		○	

### (1) 福祉体験学習の推進

沼田市ボランティアセンターでは、小・中学校や高校の福祉教育の一環として、福祉について理解を深めるため、高齢者や障がいのある方への支援の方法を学習する機会を提供します。沼田市ボランティアセンターに依頼のあった件数は、年間約 30 件（校）となっています。今後も学校との連携により、学習内容に合わせた講師の派遣、体験学習を進めていくとともに、創意工夫を凝らした学習プログラムの研究を進めます。



#### ◆学習プログラムの例◆

- ・障がいのある方の体験講話
- ・点字や手話の体験
- ・車いす体験
- ・視覚障がいの体験（アイマスク）
- ・高齢者疑似体験
- ・福祉施設等の見学、施設でのボランティア体験

## (2) 福祉教育サポーター養成講習会の開催

学校での福祉体験学習を円滑に進めていくために、地域と学校をつなぐボランティアを養成するため、計画的に福祉教育サポーター養成講習会を開催し、人材の確保に努めます。

また、福祉教育サポーターとしてボランティア登録を推進し、技術向上のためのフォローアップ研修を実施します。

## (3) 福祉教育連絡会議の開催

学校との連携を図るため、市内小中学校長及び福祉教育担当教諭と情報交換のための連絡会議を開催し、福祉教育の向上と更なる推進に努めます。

# 3 地域福祉推進のための広報・啓発活動

福祉の情報をどのように入手しているかの方法について、今回の市民アンケート調査では「市の広報紙、ホームページやパンフレット」が一番多く全体の 49.9%を占め、次いで「家族・親戚、近所の人や知人・友人 (49.2%)」となり、また、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等 (22.0%)」から情報を収集している人も多い結果となり、社会福祉協議会の窓口や広報紙からの情報入手は 10.7%という回答となりました。

また、社会福祉協議会については、「名前は聞いたことがあるが活動内容は知らない (62.0%)」「名前も内容も知らない (16.8%)」という回答をあわせると約 80%占め、地域住民とともに地域福祉活動を推進していくために、社会福祉協議会の活動に対する認知度を高めていくことが必要です。

## (1) 社会福祉協議会の理解促進

広報紙やチラシは情報収集する方法として有効な手段となっています。社会福祉協議会及び地域福祉活動の理解と協力を図るため、地域住民やボランティア、関係機関との連携・ネットワークを確立し、地域とのつながりを積極的に形成していくための広報・啓発活動に取り組みます。

また、社会福祉協議会の活動充実のため、福祉サービスの向上と社会資源の調査研究に努めます。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
広報紙『社協ぬまた』の発行	 年3回発行・全世帯配布				
パンフレットの活用					

#### ①広報紙の発行

『社協ぬまた』を年3回（7月・12月・3月）発行し、活動内容を周知していくとともに、福祉活動への参加促進を図ります。広報紙は、全世帯に配布するとともに、公共施設や福祉施設等の設置場所を拡大します。

#### ②パンフレットの活用

社会福祉協議会のパンフレットを作成し、活動内容の理解促進に努めます。

#### ③ホームページによる情報発信

社会福祉協議会のホームページを活用し、地域住民が活動内容の理解とともに、いつでも新しい情報を入手・閲覧できるよう最新情報を発信します。

## 基本目標 2 支え合いのまちづくり

### 1 地域のつながり・支え合いの構築

今回の市民アンケート調査では、「近所とのつきあいや助け合いを大切にしたい（63.8%）」「地域の人と協力して、地域をよくする活動に取り組みたい（12.5%）」という回答が 76.3%となりました。

また、今後の地域のさまざまな活動への参加についての質問に、「見守りや安否確認の声かけ」が 54.4%、「災害時の手助け」が 37.8%、「家事、雪かきの手伝い等」が 23.3%といった回答となりました。

近年各地で大きな災害が発生しており、あらためて地域のつながりの大切さが見直されている中で、地域住民同士が身近に触れ合い、交流を深めていくことのできる活動を推進します。

#### (1) ふれあい・いきいきサロン活動の推進

ふれあい・いきいきサロンは地域の誰もが気軽に参加でき、閉じこもり・寝たきり防止、介護予防、健康増進、仲間づくりなどを目的とし、高齢者や障がいのある方、子育て中の親子が集い、交流を深める場所です。

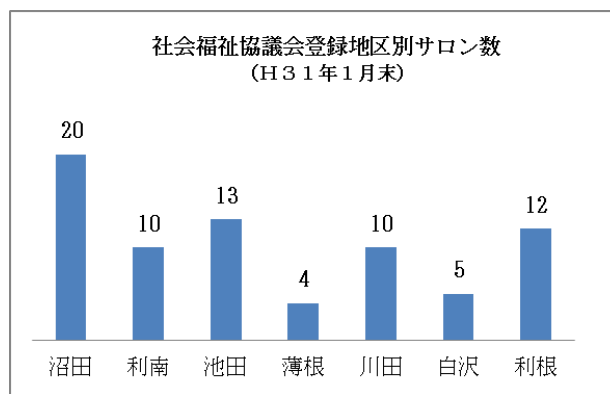
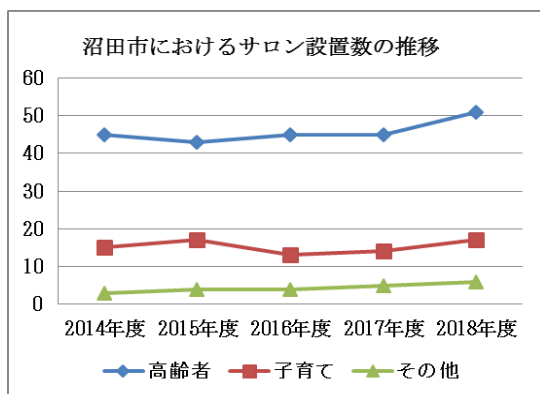
現在、沼田市には 74 カ所のふれあい・いきいきサロンが設置されています。区長、民生委員・児童委員、地域のボランティアとともに、地域住民が主体となって明るく元気なまちづくりを推進するため、現在活動している団体への活動支援と、ふれあい・いきいきサロン未設置の地域への働きかけを行い、現在の 74 カ所から 2023 年度には 90 か所に数値目標をおき、ふれあい・いきいきサロン活動の充実に努めます。

【沼田市におけるサロン設置数の状況】\*サロン団体のほか、子育て支援センター等を含む

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
高齢者	45	43	45	45	51
子育て	15	17	13	14	17
その他	3	4	4	5	6
合計	63	64	62	64	74

(群馬県社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン活動調査資料)





### サロン活動への支援

- ① 研修会（交流会）の開催
- ② 活動内容等の相談・助言
- ③ 出前講座の案内
- ④ レクリエーション用具等の整備及び貸出
- ⑤ 新規サロン立ち上げに関する相談支援
- ⑥ 現在活動している団体への活動支援

## (2) 生活支援体制整備事業との連携

福祉ニーズが多様化・複雑化し、身近な人の問題を「我が事」のように捉える温かい地域をつくり、支え合いの福祉である「互助」による生活課題の解消を図ること、また、地域住民の生活課題を「丸ごと」受け止め、総合的に解決していける場をつくることで、住民が地域で自立した生活を送り続けることができる「『我が事・丸ごと』の地域共生社会」を目指しています。

沼田市においても、沼田市地域包括支援センターが第一層コーディネーターとして「お互いさま」のまちづくり事業を実施しています。中学校区ごとに協議体をつくり、地域住民が抱える日常生活における困りごとに対し、住民同士で支え合い、現在の暮らしを今後も継続していけるよう地域コミュニティの構築を図ります。

#### \*「お互いさま」のまちづくり事業とは

中学校区ごとに協議体を作り、福祉に関する学び（お互いさまのまちづくり勉強会）や住民同士の話し合いの機会のこと。各種勉強会を通じて、福祉意識の向上を図るとともに、地域活動の基礎となるコミュニティの形成、住民同士による課題解決の仕組みづくりの推進。

## 2 地域における見守り支援

高齢者、障がいのある方、子どもをはじめ、誰もが安心して暮らしていくためには、地域住民が日常的にお互いを意識し、声をかけ合い、地域の中で孤立しない、見守りのシステムを形成していくことで、潜在するニーズを掘り起こし、問題の早期発見、早期対応につながります。また、小地域を単位としたネットワークが災害時や緊急時には大きな力を発揮します。

既に、隣近所では見守り、たすけあいが自然と行われている地区もありますが、近所のつきあい方について市民アンケート調査によると若い世代では「あいさつをする程度」「つきあいはほとんどない」といった回答が約8割を占めており、少子高齢化、核家族化が進行していく中で、さらに地域とのつながりが希薄化していくことが予想されます。今ある支え合いのシステムをこれからの将来につなげていくために、住民とともに小地域福祉活動を推進します。

### (1) 見守り協力員の推進

平成23年度より見守り協力員の設置に向けて具体化していくために地区ごとに地域の関係者らとともに見守り協力員の設置検討を重ねてきました。市民アンケート調査でも地域での関わり・取り組みについて、「高齢者（ひとり暮らし、高齢者のみ世帯）への支援・見守りが必要（52.3%）」と回答された方も多く、「子どもや障がいのある方とその家族への支援、虐待防止等の見守り（59.0%）」の必要性も高い割合となっていました。地域住民同士が日頃の生活の中で自然と見守り、支え合う仕組みをつくり、行政区を単位とした小地域の見守り支援体制を確立し、市内全地区の見守り協力員の設置をしてきました。

見守り協力員との連携、評価・見直しを行い、地域の潜在するニーズを早期発見・早期対応をしていきます。

#### 【見守り協力員 評価・見直し】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
開催地区	利南・薄根	川田	白沢・利根	沼田西部	沼田東部

池田地区 2013年度実施⇒2017年度評価・見直し済み

#### \*見守り協力員とは

全国的には福祉員、福祉委員と呼ばれ、身近な地域において声かけや見守り活動をし、地域の生活福祉課題を早期発見・早期対応につなげていくための地域のボランティア。

## (2) 福祉ニーズの把握

地域住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、地域における福祉ニーズを調査・分析し、地域住民とともに問題解決に向けて取り組みます。

## 3 相談機能の充実と強化

近年、福祉ニーズが多様化・複雑化しており、生活困窮、虐待、孤独死や引きこもりの社会的問題など、深刻化する生活課題に対して、総合的な相談・生活支援の取り組みが求められています。地域における様々な生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO団体、社会福祉施設、関係機関や行政などと連携し、その問題解決や予防に向けて取り組んでいくことが必要です。地域に根ざした活動を展開していくため、アウトリーチを徹底し、潜在するニーズを発見し、“ひとりで悩まない” “ひとりで抱え込まない” ために、問題解決に向けた相談支援体制を整備します。

市民アンケート調査では、日常生活の中で、「自分や家族の健康のこと(61.2%)」「老後のこと(56.6%)」に悩みや不安を感じている人は依然として多い結果となっています。特に年齢が高くなると、健康面、介護、老後の生活に不安を感じ、若年層では子育てや経済的な問題に不安を感じるといった回答が多くなっています。また、これらの不安や悩みの相談先として、今回の市民アンケート調査では行政や社会福祉協議会、相談機関等に相談をするというよりも、「家族や親戚に相談する」が75.4%、次いで「知人や友人」が38.0%といった結果となり、身近な人への相談が多く、最も日常的に支援が必要な方のニーズが埋もれてしまっていることも考えられます。一方で、「どこに相談をしてよいかわからない」といった回答が11.5%ありました。

これらの結果から、地域住民の抱える生活課題は、今後ますます多様化・複雑化していくと考えられます。高齢者や障がいのある方をはじめ、支援を必要とする方々がそれぞれに抱える生活課題は多岐にわたり、専門的な立場からの相談援助が必要になってきます。そのための福祉サービスの情報提供と周知を行い、問題解決に向けて住民が気軽に安心して相談できる体制づくりを整備していくとともに、それぞれのニーズに合わせて専門職員を配置し、関係機関との連携を図りながら相談援助を充実させていくことが必要です。

### (1) 各種相談に応じた相談窓口の設置

「どこに相談したらよいかわからない」といった方に対して、問題解決の糸口になるよう、各種の相談に合わせて窓口を設置し、必要な支援を行います。また、広報・啓発活動をより一層強化します。

ふれあい総合相談の開設	心配ごと相談・行政相談・人権相談等の相談に応じるため、相談員を配置し、総合的な相談窓口として定期的に開設します。
結婚相談所の開設	結婚相談員を配置し、結婚に関する相談・助言やお見合いパーティを開催します。
無料法律相談の実施	法律に関わる専門的な相談に応じるため、弁護士による法律相談を行います。
介護に関する相談	専門職員を配置し、在宅介護や介護サービス等の相談や支援を行います。

## (2) なんでも福祉相談員の設置体制整備

群馬県内において、群馬県ふくし総合相談支援事業がはじまり、社会福祉法人に「なんでも福祉相談員」の設置が求められています。本会においても事業へ参加し、市内の社会福祉法人間のネットワークを構築し、地域住民が抱える「制度の狭間」の課題解決を図ります。

今後の社会福祉協議会の取り組みとして「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が求められています。「なんでも福祉相談員」が、一度受け止め、適切な支援先につなぎ、法人間や地域の関係機関のネットワークを活用し地域住民の困りごとに対応していきます。

## 基本目標 3 安心して暮らせるまちづくり

### 1 災害時・緊急時の支援体制づくり

今回の市民アンケート調査で「高齢者世帯や障がいのある人、子どもなど支援が必要な人に対して手助けができる（74.4%）」という回答も多く、災害時に誰もが安全に避難できる体制づくりが必要であり、地域の中で要援護者への対応が求められています。

しかしながら、地域とのつながりの希薄化や個人情報の保護等から要援護者の情報共有が困難となっています。これらの課題に対応するため、地域での見守り支援活動の機能を十分に発揮していくとともに、行政が作成する「避難行動要支援者名簿」を有効活用し、地域住民やボランティア、関係機関との連携強化を図ります。

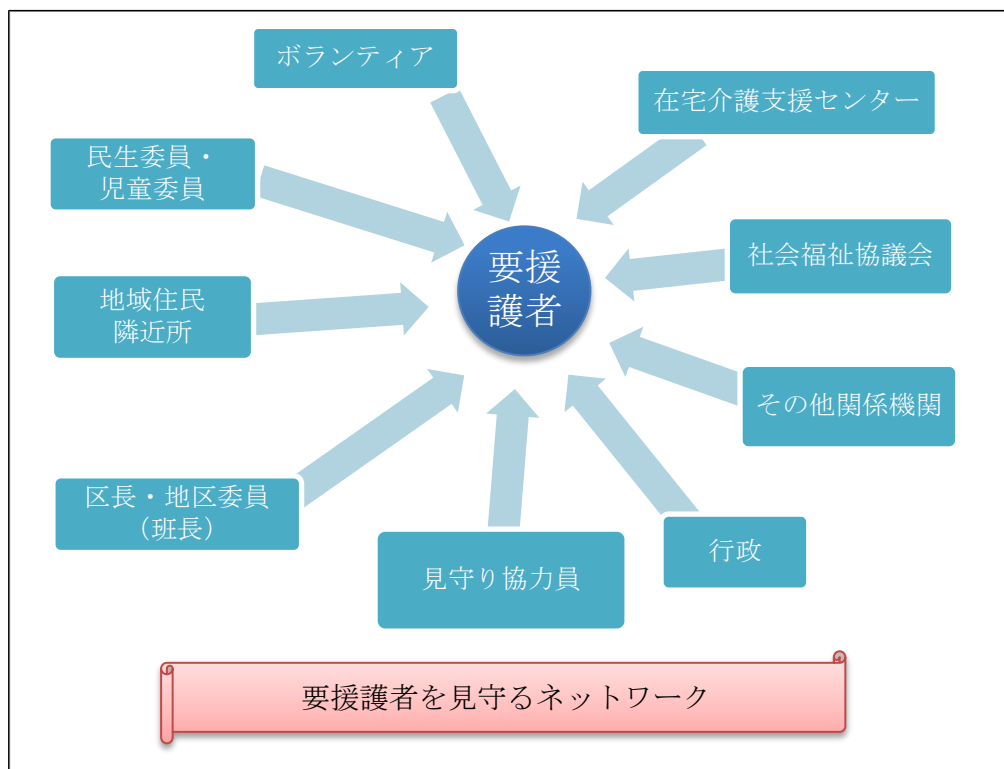
また、沼田市防災計画に基づき、大規模な災害が起こったときには災害ボランティアセンターの設置運営が必要です。いつ起こるかわからない災害に備え、地域住民やボランティア団体、関係機関との連携により、迅速な対応ができるよう体制を整備します。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
要援護者を見守るネットワークの確立	→				
災害ボランティアセンター設置運営訓練	→				
災害時の器具備品の整備	→				
災害ボランティア養成講習会の開催	→				
地域防災訓練への参加	→				

#### (1) 要援護者を見守るネットワークの確立

災害時・緊急時にひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がいのある方、子どもなど自力で避難することのできない、見守り・支援が必要な人を日常的に把握し、情報を共有していき、地域の中で助け合うことのできる体制整備が必要です。そのために日頃の見守り支援活動によるネットワークを強化し、災害に強いまちづくりを推進します。

また、本市においては、高齢者や子どもなど所在が不明となったときに、地域住民をはじめ、関係機関の協力により、早期発見につなげていくためのネットワークが確立されています。さらに市全域での取り組みとして、『認知症にやさしい地域づくりネットワーク』を有効に活用し、事業の周知とネットワークへの加入促進に努めます。



## (2) 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

災害発生時には、地域住民やボランティア、NPO団体、行政、社会福祉協議会や関係機関それぞれがどのような役割を担っていくのかを確認し、迅速に対応していくための体制を整備しておく必要があります。

### 災害ボランティアセンター設置運営訓練

災害発生時に、被災地での災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点として災害ボランティアセンターが設置されます。災害ボランティアセンターは、被災者の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望するボランティアの受け入れ調整やマッチング活動を行います。設置運営にあたっては、社会福祉協議会が中核となり、行政とともに自治会、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO団体、企業等と連携し、支援活動が迅速かつ円滑に進むよう、台風等による風水害や地震、雪害などの様々な災害を想定し、訓練を実施します。

### 災害時の器具備品の整備

災害ボランティアセンターが設置され、ボランティア活動を行う上で必要な器具備品（物資）の整備を、群馬県社会福祉協議会や市と協力して計画的に進めます。

### (3) 災害ボランティア養成講習会の開催

災害により被災地となった場合、災害救援ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮し、ボランティアの果たす役割は大きなものといえます。そのために、災害ボランティア養成講習会を開催し、地域の中で活動できるボランティアの育成を計画的に進め、災害ボランティアの人材確保に努めます。

また、ボランティアとしての資質向上のため、地域住民とともに、災害時の避難場所の確認、避難方法、要援護者への対応等を確認するため、地域防災訓練に積極的に参加協力します。

### (4) 災害ボランティアバスの運行に向けた体制整備

災害が発生すると被災された地域内外から多くのボランティアが集まり、様々な支援活動が展開されています。そこで、社会福祉協議会では被災された方々を支援するため、被災地に向けたボランティアバスの運行を計画します。市民の積極的なボランティア活動を推進し、現地までの移動支援、また災害に関わる見識を深めることを目的としています。

## 2 自立した生活への地域づくり

認知症高齢者や障がいのある方、生活困窮者等が地域で安心して暮らしていけるさまざまな福祉サービスがあります。対象者が適切なサービスを利用できるよう情報提供や課題解決につなぐ支援体制を整備することが重要です。市民アンケート調査によると、成年後見制度について「知っている」という回答が 34.9%となりました。対象者だけでなく、地域住民も含め、福祉サービスの普及・啓発し地域全体で支え早期発見・早期対応を目指します。

生活保護受給率が増加する中で生活困窮者の自立に向けた対策が進められおり、低所得者、生活困窮者に対して、地域の中で安定した自立生活を促すため、早期に支援を行い、その人に合った支援ができるよう総合的な支援が必要です。

### (1) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の利用促進

高齢者や障がいのある人に対し、福祉サービスの利用などに関わる相談や援助を行うことにより、住みなれた地域で安心して自立した生活を送ることを支援します。

## (2) 成年後見制度の普及

沼田市にも、認知症や精神障がい・知的障がいなどの理由により、判断能力が十分でない方が暮らしています。そういった方々が地域で安心して暮らしていくために、必要な福祉サービスの選択や契約、生活に必要なお金の管理など、成年後見制度等の権利擁護のサービスが必要です。

高齢化の進む現在、権利擁護サービスの需要の増加が見込まれます。本市の現状として、市民アンケート調査によると成年後見制度について「聞いたことはあるが内容はよく知らない(29.4%)」「知らない(34.2%)」という回答が多くありました。そのため、身近な人で自分の判断に不安を抱えている方、権利擁護サービスの利用が適切と思われる方がいた場合に、相談窓口にて相談できるように権利擁護や成年後見制度に対する理解促進を図ります。

## (3) 生活困窮者に対する支援

生活保護受給率が増加する中で生活困窮者の自立に向けた対策が進められています。低所得者、生活困窮者に対して、地域の中で安定した自立生活を促すため、早期に支援を行い、就労や住宅の確保、子どもの学習支援など総合的な支援が必要です。関係機関と連携しながら、自立に向けた生活支援、就労支援、教育支援のための生活福祉資金や小口生活資金の貸付を行うとともに、生活全般の総合的な相談支援に取り組みます。

## (4) フードバンクぬまたへの協力

沼田市では、まだ安全に食べられるのに様々な理由で廃棄される食品を寄付により集め、食糧を必要としている市民の方などに無償で提供し、有効に活用する仕組みであるフードバンクがあります。この活動を行政及びNPO 法人と連携し、生活困窮者支援の一環として生活困窮者に対して自立した生活が送れるように社会福祉協議会では食糧支援を実施します。

また、地域住民へ周知・啓発活動のため常時窓口にて受付、各種イベント時においてフードドライブを実施していきます。

\*フードドライブとは

家庭で余っている食べ物をイベント時に持ち寄り、それらをまとめてフードバンクなどに寄付する活動です。



## 関 係 資 料

第4次沼田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

第4次沼田市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(参考資料)

沼田市地域福祉に関する市民意識調査（2018年10月実施）

## 第4次沼田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 沼田市における地域福祉推進を目的に、市民の立場に立った福祉サービスのあり方や民間福祉活動のあり方を検討するために、沼田市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は、委員20名以内で組織し、別表に掲げるもののうちから、沼田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が委嘱する。

### (任務)

第3条 委員会は、社協会長の諮問を受けて、地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定し、答申するものとする。

### (任期)

第4条 委員の任期は、平成31年3月20日から計画策定終了までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要に応じて事業に係るものを出席させ、意見を聞くことができる。

### (小委員会)

第7条 委員会は、必要に応じて、小委員会（作業委員会）を設けることができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、社協事務局において処理をする。

### (その他)

第9条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

別 表

1	市議会
2	区長会
3	民生委員児童委員協議会
4	老人クラブ
5	障害者団体
6	ボランティア団体
7	小・中学校関係者
8	福祉施設関係者
9	社会福祉協議会支部
10	関係行政機関
11	学識経験者
12	その他会長が推薦したもの

## 第4次沼田市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

NO.	団 体 名	委 員 名
1	沼田市議会民生福祉常任委員会	野 村 洋 一
2	沼田市区長会	大 平 孝 雄
3	沼田市民生委員児童委員協議会	井 上 政 道
4	沼田市老人クラブ連合会	桑 原 幸 夫
5	沼田市身体障害者団体連合会	吉 野 茂
6	沼田市ボランティア連絡協議会	倉 澤 和 雄
7	小中学校長会協議会	横 坂 隆 司
8	福祉施設代表	小 淵 由 利 子
9	社会福祉協議会沼田支部	小 田 實
10	社会福祉協議会利南支部	大 島 崇 行
11	社会福祉協議会池田支部	角 田 和 子
12	社会福祉協議会薄根支部	高 橋 志 津 夫
13	社会福祉協議会川田支部	茂 木 康 宏
14	社会福祉協議会白沢支部	宇 敷 和 也
15	社会福祉協議会利根支部	青 木 富 士 夫
16	沼田市福祉事務所	小 林 信 博
17	沼田市社会福祉協議会	生 方 秀 二

第4次沼田市地域福祉活動計画は、住民の皆さまとともに地域の課題に取り組み、『ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり』の実現を目指し、福祉関係団体の方々に参画いただき、策定いたしました。

計画の実現に向けて、沼田市地域福祉計画と連携を保ち、地域住民、区長会、民生委員児童委員、ボランティア、NPO団体、関係機関と協働で取り組んでいきます。

結びに、地域住民の皆さまの貴重なご意見、並びに計画策定に携わった策定委員の皆さまに心から感謝申し上げます。

第4次沼田市地域福祉活動計画策定委員会

委員長 野村 洋一

